

令和 6 年度伊丹市一般会計予算

令和 6 年度伊丹市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 87,000,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算における同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

伊丹市長 藤原 保幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		32,193,292
	1 市民税	13,520,909
	2 固定資産税	14,182,842
	3 軽自動車税	289,781
	4 市たばこ税	1,200,497
	5 入湯税	12,987
	6 都市計画税	2,986,276
2 地方譲与税		1,195,000
	1 地方揮発油譲与税	80,000
	2 自動車重量譲与税	261,000
	3 森林環境譲与税	21,000
	4 航空機燃料譲与税	833,000
3 利子割交付金		18,000
	1 利子割交付金	18,000
4 配当割交付金		284,000
	1 配当割交付金	284,000
5 株式等譲渡所得割交付金		236,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	236,000
6 法人事業税交付金		418,000
	1 法人事業税交付金	418,000
7 地方消費税交付金		4,427,000
	1 地方消費税交付金	4,427,000
8 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
9 環境性能割交付金		76,000
	1 環境性能割交付金	76,000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		6,542
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	6,542
11 地方特例交付金		1,183,690
	1 地方特例交付金	1,169,490

(単位：千円)

款	項	金額
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	14,200
12 地方交付税		9,000,000
	1 地方交付税	9,000,000
13 交通安全対策特別交付金		31,000
	1 交通安全対策特別交付金	31,000
14 分担金及び負担金		459,810
	1 負担金	459,810
15 使用料及び手数料		3,086,752
	1 使用料	2,971,824
	2 手数料	114,928
16 国庫支出金		16,820,165
	1 国庫負担金	14,493,281
	2 国庫補助金	2,289,206
	3 国庫委託金	37,678
17 県支出金		6,654,138
	1 県負担金	3,835,748
	2 県補助金	2,452,424
	3 県委託金	365,966
18 財産収入		573,322
	1 財産運用収入	47,306
	2 財産売払収入	526,016
19 寄附金		44,050
	1 寄附金	44,050
20 繰入金		2,573,648
	1 繰入金	2,573,648
21 繰越金		1
	1 繰越金	1
22 諸収入		2,616,589
	1 延滞金加算金及び過料	26,999
	2 市預金利子	8

(単位：千円)

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	195,510
	4 受託事業収入	46,221
	5 収益事業収入	300,000
	6 雑入	2,047,851
23 市債		5,103,000
	1 市債	5,103,000
歳入	合計	87,000,000

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		495,638
	1 議会費	495,638
2 総務費		9,431,327
	1 総務管理費	8,107,987
	2 徴税費	510,807
	3 戸籍住民基本台帳費	630,943
	4 選挙費	86,948
	5 統計調査費	30,288
	6 監査委員費	64,354
3 民生費		31,850,773
	1 社会福祉費	4,188,318
	2 障害福祉費	6,529,113
	3 老人福祉費	7,482,937
	4 児童福祉費	6,803,499
	5 生活保護費	6,846,905
	6 災害救助費	1
4 衛生費		5,778,974
	1 保健衛生費	3,700,083
	2 清掃費	2,078,891
5 労働費		91,914
	1 労働費	91,914
6 農業費		92,791
	1 農業費	92,791
7 商工費		506,788
	1 商工費	506,788
8 土木費		5,677,207
	1 土木管理費	194,521
	2 道路橋りょう費	1,226,987
	3 都市計画費	3,442,688
	4 住宅費	813,011
9 消防費		2,692,114



第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額	
給与明細等配信サービス費	令和7年度から		千円
	令和10年度まで	5,552	
文化施設整備保全事業	令和6年度から		千円
	令和7年度まで	204,440	
地方公共団体システム 標準化・共通化業務	令和6年度から		千円
	令和7年度まで	698,660	
L G W A N 接 続 系 仮 想 基 盤 構 築 業 務	令和6年度から		千円
	令和7年度まで	95,327	
財 務 会 計 シ ス テ ム 更 新 業 務	令和6年度から		千円
	令和12年度まで	99,000	
オフィスソフトウェア ライセンス使用料	令和7年度から		千円
	令和11年度まで	81,861	
安 全 ・ 安 心 見 守 り ネ ッ ト ワ ー ク 更 新 事 業	令和6年度から		千円
	令和7年度まで	274,766	
税 額 通 知 書 等 作 成 業 務	令和6年度から		千円
	令和7年度まで	22,137	
市 長 選 挙 執 行 費	令和7年度	12,280	千円
公 園 管 理 車 両 購 入 費	令和6年度から		千円
	令和7年度まで	10,867	
消 防 救 急 デ ジ タ ル 無 線 設 備 更 新 整 備 事 業 負 担 金	令和6年度から		千円
	令和7年度まで	332,848	
消 防 車 両 購 入 費	令和6年度から		千円
	令和7年度まで	116,557	
消 防 車 両 オ ー バ ー ホ ール 業 務	令和6年度から		千円
	令和7年度まで	36,894	
学 校 体 育 館 空 調 設 備 整 備 事 業	令和7年度	628,400	千円
学 校 施 設 大 規 模 改 造 等 事 業	令和7年度	1,662,843	千円

( 損失補償 )

事 項	期 間	限 度 額
兵庫県信用保証協会 が保証した伊丹市中小 企業振興融資制度に かかる損失補償	令和6年度から  令和16年度まで	運転資金又は設備資金として兵庫県信用保証協会の保証により 融資を受けた者が、当該協会に対して損失を生ぜしめた場合に おける当該損失の額。ただし、245,120千円を限度とする。



第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新庁舎整備事業債	1,419,900	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借入れる。(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 4.0%以内	借入れの日から据置期間を含め30年以内の元利均等償還又は元金均等償還とする。ただし、借入れ先の融通条件が異なるときは、同条件により繰り上げ償還をし、又は低利債に借換えすることができるものとする。
庁舎等整備事業債	3,500			
車両整備事業債	9,200			
文化施設等整備事業債	22,500			
安全・安心見守りネットワーク整備事業債	173,900			
共同利用施設等整備事業債	409,100			
車両整備事業債	14,000			
斎場整備事業債	27,800			
塵芥収集車等整備事業債	9,800			
車両整備事業債	4,100			
道路整備事業債	155,800			
橋りょう整備事業債	200,200			
都市計画道路整備事業債	139,500			
公園整備事業債	115,900			
市営住宅整備事業債	263,300			
消防施設整備事業債	548,400			
防災施設整備事業債	800			
総合教育センター整備事業債	8,400			
小学校施設整備事業債	584,800			
中学校施設整備事業債	247,800			
特別支援学校施設整備事業債	1,500			
高等学校施設整備事業債	5,600			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業債	43,500	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借入れる。 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年 4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め30年以内の元利均等償還又は元金均等償還とする。ただし、借入れ先の融通条件が異なるときは、同条件による。財政の都合により繰り上げ償還をし、又は低利債に借換えすることができるものとする。
幼稚園施設整備事業債	28,000			
認定こども園整備事業債	2,000			
児童くらす施設整備事業債	13,500			
北部学習センター整備事業債	246,600			
学校給食施設整備事業債	3,600			
臨時財政対策債	400,000			
合計	5,103,000			